

平成24年 No.20

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則

制定理由

附属高等学校大泉校舎の閉校に伴い、別表の設置部局から削除すること、及び分任預り金出納役の設置部局に附属幼稚園小金井園舎を加えることの改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 24 年 3 月 27 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成 24 年規則第 6 号

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 29 条）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正について

改正理由：附属高等学校大泉校舎の閉校に伴い、別表の設置部局から削除すること、及び分任預り金出納役の設置部局に附属幼稚園小金井園舎を加えることの改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕					〔省略〕				
別表第3-3（第3条第3項関係） 出納役の補助者の職位及び事務の範囲					別表第3-3（第3条第3項関係） 出納役の補助者の職位及び事務の範囲				
区分	設置部局	主任（分任）収入役として指定する職位	主任（分任）収入役代理として指定する職位	処理させる事務の範囲	区分	設置部局	主任（分任）収入役として指定する職位	主任（分任）収入役代理として指定する職位	処理させる事務の範囲
主収入役	事務局	出納第一係長	経理課副課長	事務局，小金井地区各附属学校及び附属図書館における収入金の収納事務	主任収入役	事務局	出納第一係長	経理課副課長	事務局，小金井地区各附属学校及び附属図書館における収入金の収納事務
分任収入役	附属世田谷小学校 附属大泉小学校 附属竹早小学校 附属世田谷中学校 附属高等学校 附属国際中等教育学校 附属特別支援学校	各附属小学校は地区事務係長，附属高等学校及び附属特別支援学校は事務係長，その他の学校は事務係主任又は職位上位者	校長又は主事	各附属学校における収入金の収納事務 附属幼稚園竹早園舎は附属竹早小学校に含む。	分任収入役	附属世田谷小学校 附属大泉小学校 附属竹早小学校 附属世田谷中学校 附属高等学校 附属高等学校大泉校舎 附属国際中等教育学校 附属特別支援学校	各附属小学校は地区事務係長，附属高等学校及び附属特別支援学校は事務係長，その他の学校は事務係主任又は職位上位者	校長又は主事	各附属学校における収入金の収納事務 附属幼稚園竹早園舎は附属竹早小学校に含む。
〔省略〕					〔省略〕				
別表第3-5（第3条第3項関係） 出納役の補助者の職位及び事務の範囲					別表第3-5（第3条第3項関係） 出納役の補助者の職位及び事務の範囲				
区分	設置部局	預り金出納役として指定する職位	預り金出納役代理として指定する職位	処理させる事務の範囲	区分	設置部局	預り金出納役として指定する職位	預り金出納役代理として指定する職位	処理させる事務の範囲
	〔省略〕					〔省略〕			
分任預り金出納役	〔省略〕 附属幼稚園小金井園舎 附属世田谷小学校 附属小金井小学校 附属大泉小学校 附属竹早小学校 附属世田谷中学校 附属小金井中学校 附属竹早中学校 附属高等学校 附属国際中等教育学校 附属特別支援学校	〔省略〕 校長（附属幼稚園小金井園舎は園長）又は主事	〔省略〕 各附属小学校及び附属幼稚園小金井園舎は地区事務係長，附属高等学校及び附属特別支援学校は事務係長，その他の学校は事務係主任又は職位上位者	〔省略〕 附属幼稚園竹早園舎は附属竹早小学校に含む	分任預り金出納役	〔省略〕 附属世田谷小学校 附属小金井小学校 附属大泉小学校 附属竹早小学校 附属世田谷中学校 附属小金井中学校 附属竹早中学校 附属高等学校 附属高等学校大泉校舎 附属国際中等教育学校 附属特別支援学校	〔省略〕 校長又は主事	〔省略〕 各附属小学校は地区事務係長，附属高等学校及び附属特別支援学校は事務係長，その他の学校は事務係主任又は職位上位者	〔省略〕 附属幼稚園小金井園舎は附属小金井小学校，附属幼稚園竹早園舎は附属竹早小学校に含む。

別表第3-6 (第3条第3項)

契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲

部局名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
[省略]		
各附属幼稚園 各附属小学校 附属高等学校 附属特別支援学校	事務係長 (各附属幼稚園にあっては地区事務係長)	物品の納品確認、役務等の完了確認等の契約担当役の補助者としての事務
各附属中学校 附属国際中等教育学校	事務係主任又は職位上位者	

[省略]

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第3-6 (第3条第3項)

契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲

部局名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
[省略]		
各附属幼稚園 各附属小学校 附属高等学校 附属特別支援学校	事務係長 (各附属幼稚園にあっては地区事務係長)	物品の納品確認、役務等の完了確認等の契約担当役の補助者としての事務
各附属中学校 <u>附属高等学校</u> <u>大泉校舎</u> 附属国際中等教育学校	事務係主任又は職位上位者	

[省略]